

南部町・南部川村

合併協議会だより

第20号

2004 Vol. 20

平成16年7月1日

みなべ町の町章図案が決定！！



みなべ町

応募総数**1,998点**の
中から選ばれた私達の**シンボル**です。



Contents

合併協議会の動き	2～6
アンケート結果の分析	7～8
こんな意見がでました	8～10



第13回合併協議会

合併協議会の動き

■議案第15号
平成16年度南部
協議された内容

5月31日（月）
午前9時から、南
部川村保健福祉セ
ンター プララホ
ールにおいて、第
13回合併協議会が
開催されました。

報告事項

町・南部川村合併協議会補
正予算（第1号）について
歳入・歳出それぞれ6,
700千円増額され、総額
24,202千円となりました。
詳細は左の表をご覧ください

（旧委員）南部川村
4号委員（学識経験者）
中本エミ子
4号委員（学識経験者）
小住博章（日高振興局長）
（新委員）南部川村
4号委員（学識経験者）
伏見清美
4号委員（学識経験者）
川井政好（日高振興局長）

報告第24号

新町の町章について（その
3）
「みなべ町」町章図案選
定委員会 出口幸三郎委員
長より、新町の町章図案候
補5作品の選定経過につい
て報告が行われました。



経過報告する出口幸三郎委員長

作品の多くは、「梅の花
びら」、ひらがなの「み」、
カタカナの「ミ」、アルフ
アベットの「M」をモチー
フにしており、それ以外の
ものはほとんどありません
でした。

委員会では、ぱっと見て
「みなべ町」の町章だと一
目でわかるような、一回見
たら忘れないような、シン
プルな作品が良いのではな
いかということで、最終候
補作品5点のうち4点が梅
の花びらをモチーフにした
作品となりました。

・委員長報告の後、合併協
議会委員により第1次審査



町章投票の様子

新町章投票結果

作品番号1



94点 (16票 2次投票)

作品番号2



75点 (5票 2次投票)

作品番号3



36点

作品番号4



54点

作品番号5



56点

(各委員が候補5作品について、最も良いと思う作品の点数を5点とし、以下順に4点、3点、2点、1点と点数をつけて投票。)が行われ、集計の結果上位2点(作品番号1・2)について決選投票を行い、作品番号1 和歌山県那賀郡岩出町 荊木眞一さんの作品が、「みなべ町」町章図案

に決定しました。
決定された町章図案は、旗・名刺・バッジ・封筒・看板等色々なものに対応しイメージ化できるよう、専門業者による精緻作業を行います。
■報告第25号
コミュニティバスの検討について(その3)
コミュニティバス導入検

討委員会が設置され、委員に両町村の婦人会長が追加され、委員14名及び顧問2名で協議されます。
尚、第1回委員会は、5月31日に開催されました。(委員会の内容については6ページを参照してください。)
■報告第26号
新町まちづくり計画事業について

新町まちづくり計画に「行政サービスの機能強化」として位置づけられている地域公共ネットワーク基盤整備事業について、南部町と南部川村の連携により事業が着手されました。
・新町まちづくり計画(抜粋)
(5)生活基盤の整備
(8)行政サービスの機能強化
電子自治体化に向けたシステムの構築を図ります。インターネットを通じて、住民から自治事

務等の申請・届出の受付を行い、それによる内部情報事務のペーパーレス化、電子化を進めます。さらに、主要公共施設の高速通信ネットワークの構築、各種サービスの提供のため、ホームページを通じて広く住民に情報提供を行います。
・施策名
行政サービスの機能強化
・主要事業名
地域公共ネットワーク基盤整備事業

ましては、第8回合併協議会(平成15年9月22日)において、「みなべ町行政機構図(案)」として報告しましたが、課の名称及び事務分掌について次のとおり変更されました。
課の名称(変更前) 企画情報課↓(変更後) 企画管財課
事務分掌 町営住宅の管理(変更前) 建設課↓(変更後) 企画管財課
後 企画管財課
保育所、児童福祉(変更前) 健康福祉課↓(変更後) 町民課
犬猫の飼育指導(変更前) 健康福祉課↓(変更後) 環境課
現在の南部町保健福祉センターを社会福祉センターとして位置づけます。

・事業の概要
南部町・南部川村の役場、公民館、図書館、保健福祉センター、学校等29箇所を光ファイバーで結んでネットワーク化し、総合防災情報システム等を構築して、住民サービスの向上を図ります。総事業費173,000千円。うち国庫補助金86,000千円。予算は南部町一般会計に計上し、事業を行います。
■報告第27号
事務組織及び機構について(その2)
事務組織及び機構につき

(詳しくは、「みなべ町行政機構図」(次ページ)をご参照ください。)

行政機構図

男女共生、自治振興、財政、防災、消防、交通安全)

統計、広報公聴、入札及び契約、管財、町営住宅)

総合窓口、児童手当、保育所、児童福祉)

保険税は含めない)、徴収事務)

介護保険、老人医療、福祉医療)

保健業務、健康づくり、健診)

保健福祉センター・高齢者センターほか

ごみ処理場・火葬場

公園等管理、公害、し尿処理、犬猫の飼育指導)

国民宿舎・鶴の湯温泉

開発公社、鶴の湯、消費生活)

浄化センター

合併浄化槽)

うめ振興館・うめ21研究センター

紀州備長炭振興館

農業用施設災害復旧)

改修、都市計画、公共土木災害復旧)

幼稚園・給食センター

公民館・図書館

施設名		部局名
第一庁舎 (現南部町役場)	3階	議会事務局
	2階	総務課
		企画管財課
		商工水産課
	1階	町民課
		税務課
		保険課
		出納室
		環境課
		水道課

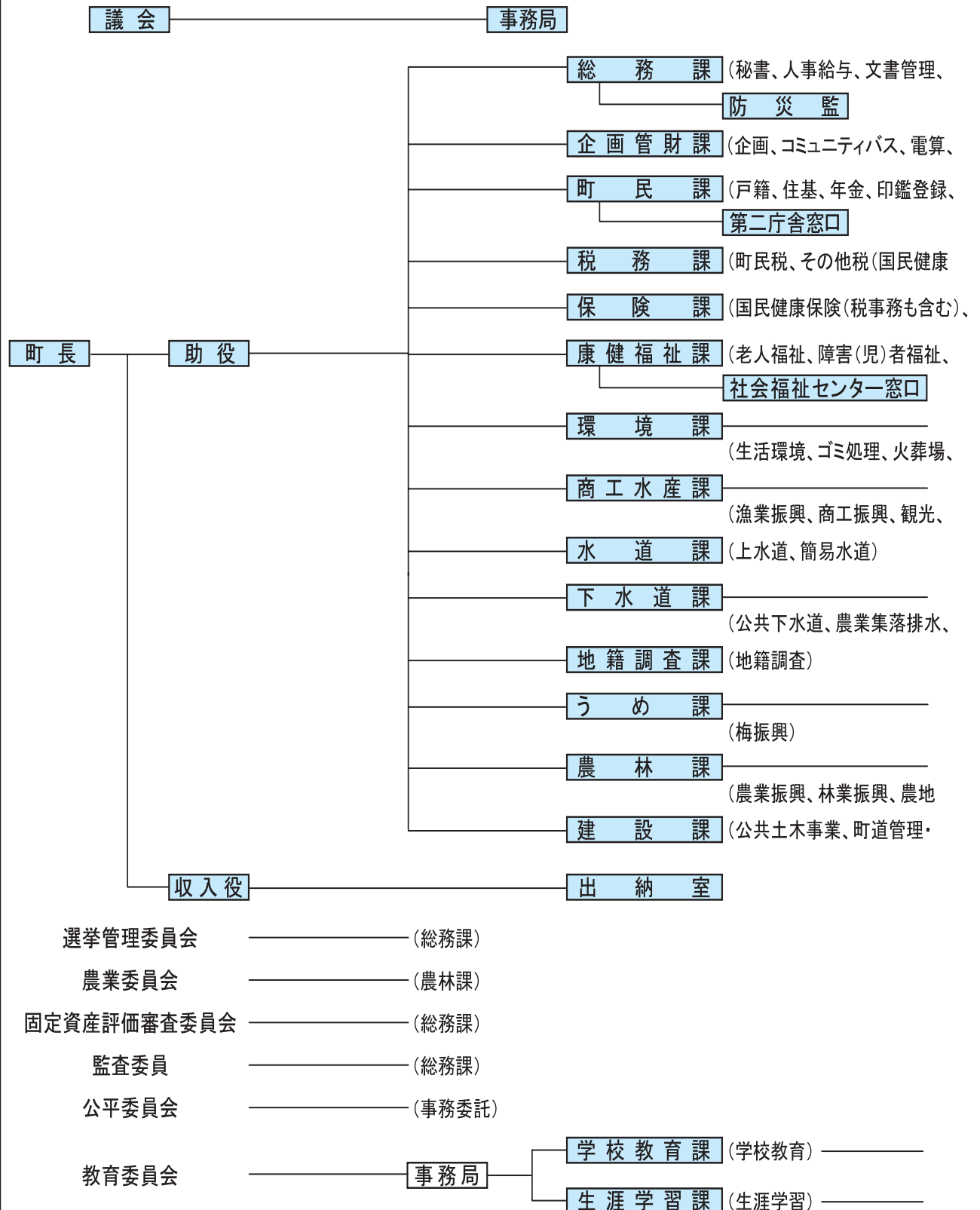
浄化センター	下水道課
--------	------

第二庁舎 (現南部川村役場)	2階	地籍調査課
	1階	第二庁舎窓口 (町民課員配置)
		農林課
		うめ課
		建設課

生涯学習センター(中央公民館) (現南部川村民センター)	学校教育課
	生涯学習課

保健福祉センター (現南部川村保健福祉センター)	健康福祉課
社会福祉センター (現南部町保健福祉センター)	相談窓口 (職員配置)

みなべ町



コミュニティバス導入検討委員会を開催



第1回コミュニティバス導入検討委員会

第11回合併協議会（平成16年1月22日開催）において設置された、コミュニティバス導入検討委員会の第1回会議が、5月31日（月）午後1時から、南部川村保健福祉センター プラザホールにおいて開催されました。

委員会は、両町村の助役、教育長、総務課長、社会福祉協議会長、商工会長、（連合）区長会長、（連合）婦人会長の14名で構成され、顧問として和歌山陸運支局輸送課長、和歌山県総

合交通政策課長を迎え、8月中を目途にコミュニティバスの運行目的・運行計画を明確化させた上で、合併協議会に提言していく予定です。

会議の冒頭、山田五良合併協議会会長は「南部町と南部川村の合併は、一体化が前提。その中でコミュニティバス計画は大きな役割があり、合併の効果が住民の皆さんに一番良く見える部分である。この計画の期待と効果は非常に大きい」、山崎繁雄合併協議会副会長

は「コミュニティバスは、新町まちづくり計画の中で大きなポイント。車社会の中、バス事業の経営は難しい面もあるが、遠隔地や福祉のことを考え慎重審議をお願いしたい」と述べられ、会議がスタートしました。

小谷合併協議会

事務局長より、委員会規約の説明が行われ、規約に基づいて、委員長・副委員長の選任が行われました。委員互選の結果、委員長には南部町商工会長 三前雅信さん、副委員長には南部川村連合婦人会長 伏見清美さんが選ばれました。

三前委員長は「高齢化社会の進化や商業面での起爆剤として、コミュニティバスの必要性が大きくなってくる。乗って楽しい、利用しやすいコミュニティバスにできれば」とあいさつされ、審議に入りました。

最初に、先進事例に見るコミュニティバスの運行目的や運行形態、今年1月に両町村住民を対象として実施したアンケート調査結果、委員会の今後のスケジュール等について説明が行われ、その後各委員によって活発な意見交換が行われました。

次回は、先進地事例や今回委員さんから出された意見を事務局でとりまとめ、運行目的や運行計画案を提案、協議して頂く予定です。

コミュニティバス導入検討委員会委員

（敬称略）

役 職 名	南 部 町	南 部 川 村
助 役	杉 本 正 博	今 木 國 隆
教 育 長	荒 堀 清 隆	岩 本 明 博
総 務 課 長	庄 司 義 行	梅 本 栄 一
社会福祉協議会長	立 田 圭 一 郎	西 川 弘 海
商 工 会 長	三 前 雅 信	関 本 宗 一
（連合）区長会長	谷 本 宏	古 谷 利 具
（連合）婦人会長	永 井 恵 子	伏 見 清 美

顧問

和歌山陸運支局輸送課長	田 淵 輝 幸
和歌山県総合交通政策課長	中 岡 雅 和

○コミュニティバスの運行目的

- ・高齢者、児童生徒等の交通弱者の交通手段確保
- ・公共交通空白、不便地域の交通サービス向上
- ・公共施設相互及び公共施設へのアクセス性向上

○コミュニティバスの運行形態

コミュニティバス運行にあたっては、道路運送法を遵守する必要があります。その運行形態としては次のとおりに分類されます。

- ・道路運送法第4条 一般路線バス事業 料金徴収有
- ・道路運送法第21条 貸切バス事業（バス・タクシー） 料金徴収有
- ・道路運送法第80条 自家用バス事業 料金徴収有
- ・その他（道路運送法に基づかないもの） 貸切バス事業 料金徴収無・自家用バス 料金徴収無

コミュニティバスに関するアンケート結果の分析

合併協議会では、南部町・南部川村あわせて約4,500世帯の中から無作為に抽出した500世帯の世帯員全員（1,951人）の方を対象に、コミュニティバスに関するアンケートを1月に各字区長さんを通じて実施しました。尚、最終有効回収数は1,630人（回収率83.5%）でした。

※比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下二位を四捨五入して算出しています。

従って、合計が100%にならない場合があります。

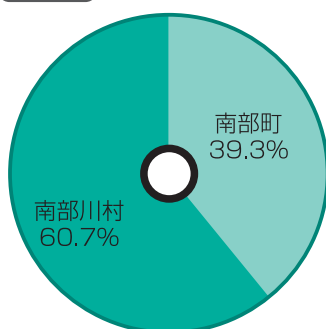
・・・アンケート回収の状況・・・

	南 部 町	南部川村	合 計
対 象 戸 数	222	278	500
対 象 人 数	776	1,175	1,951
有効回収数	640	990	1,630
回 収 率	82.5%	84.3%	83.5%

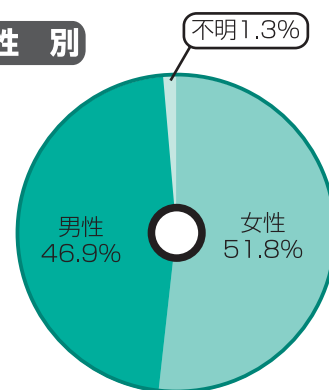
アンケート調査については、合併協議会だより第17号（平成16年4月1日発行）で中間報告として、両町村全体分析について掲載しておりますので、今回は各地区別の分析結果のみ掲載しています。

回答者の内訳

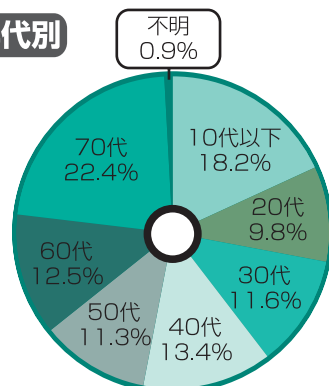
町村別



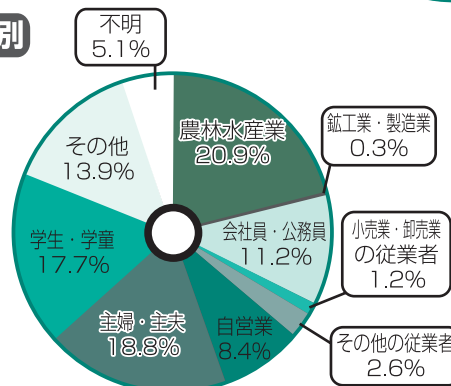
性 別



年代別

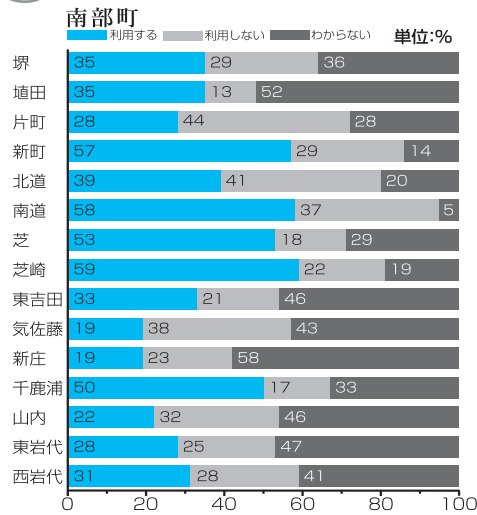


職業別



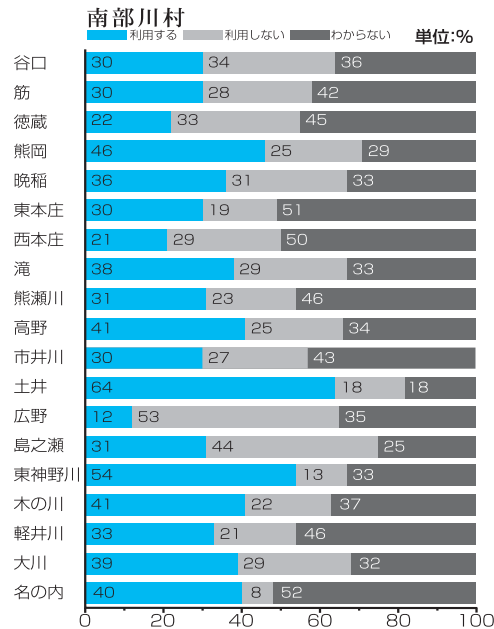


コミュニティバスを運行した場合、あなたは利用しますか。

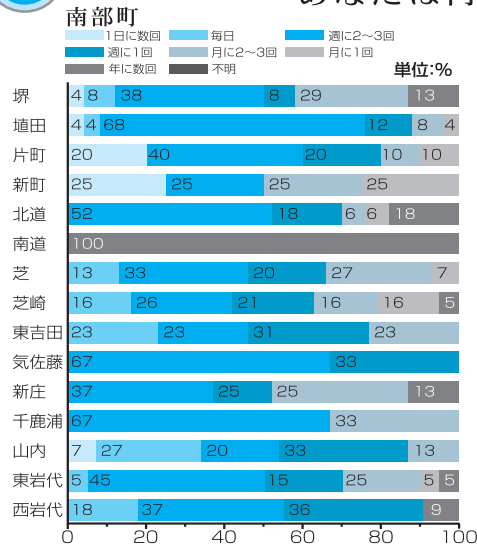


利用意向の高い地域については、全体として地理的なエリアによる顕著な傾向は見られませんが、コミュニティバスがあれば「利用する」という方の割合が特に高い地域として、南部町の芝崎・芝・新町・千鹿浦及び南部川村の土井・東神野川が挙げられ、何れも50%を超えています。

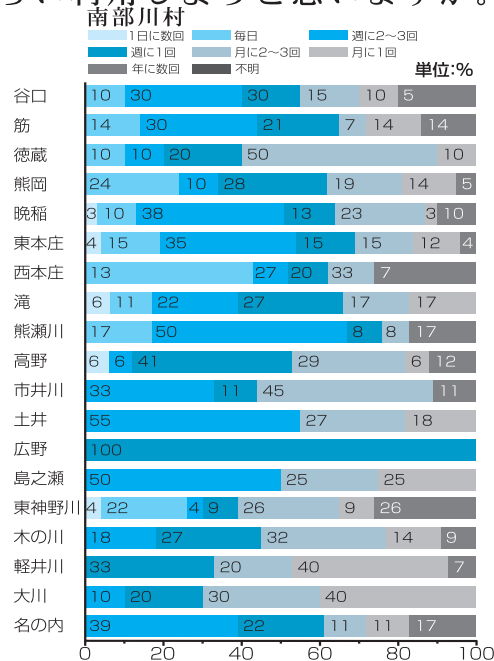
一方、コミュニティバスがあっても「利用しない」という方の割合が高く、30%を超える地域として、南部町の片町・北道・南道・気佐藤・山内、南部川村の徳蔵・谷口・広野・島之瀬が挙げられる。「利用しない」という方の割合が高い地域は、概ね南部町に多くなっている。又、既往のバス路線から距離的な隔たりがある地域においては、「利用しない」という方の割合が低くなっています。



コミュニティバスがあったとしたら、あなたは何回ぐらい利用しようと思いますか。



コミュニティバスがあれば「毎日利用する」「日に数回利用する」という方の割合が20%を超えて高い地域は、南部町の片町・新町・東吉田・山内、南部川村の熊岡・東神野川となっています。



第13回合併協議会 報告第24号

3 新町の町章について（その



○梅の花びらを使った町章は、他の市町村でありますか。
・出口委員長 最終候補の5作品については、弁理士さんを通じて調査を行いました。その結果、類似作品はないということです。

○全国的に、ひらがな・カタカナ・英字を含めて頭文字をモチーフにしたものが多いのですか。
・出口委員長 例えば、現

在の南部町の町章はカタカナで「ミナベ」と書いていますね。ああいう町章は結構古いものです。今は企業のシンボルマーク等もそうですが、ひらがな・カタカナ・英字をベースにしたものが多いです。

○全くの素人で、この町章図案選定委員をやらせていただきました。正直、1,998点の中から5つに絞るということは、大変な作業であり想像以上に一人ひとりが苦しかったように思います。

特に第1次選考、1,998から428点に絞った時に、他の委員さんから「少し休憩されたらどうですか」と言われるほど頭を使いました。

合併協議会から出ている選定委員さんは他に3名おられますが、皆さん同じような思いであったのではないかと思います。

■報告第25号
コミュニティバスの検討について(その3)

○現在、通学に使われている南部川村受領地区を走っている路線バスが、廃止されるというのを聞きました。廃止されれば子供達の通学に支障をきたすので、地元地区の保護者の方から要望をされるという話を聞きました。

・山田会長 受領地区の皆さんからご要望を頂いております。現在の路線バス、いわゆる受領線をこのまま継続するということは、バス会社への補助金が非常に高額になってきますので、不可能という事で地元の皆さんにもご理解を示して頂きました。

今後の対策につきましては、これは遠距離通学ということになってきますので、受領地区のことだけを考えた良いというわけにはまいりません。新町での遠距離通学のこともありますから、それらも含めて遠距離通学対策を考えていかなければならないということです。その中であって、方法の一つとしてコミュニ

ニティバスの利用も考えられるということです。

9月末で現在の補助金はなくなりそうですから、受領線は廃止されます。その後、コミュニティバスになるか、他の方法になるか決定するまでは辛抱するけれども、その期間是一日でも短くして欲しいということ、ご要望頂いておりますし、私達も了解しております。

○遠距離通学の規定はどうなっていますか。

・小谷事務局長 小学生は4km、中学生は6kmということ、地方交付税の算定に入っております。

○南部町堺地区の児童・生徒の通園・通学については、町から一定の助成金をいただいておりますが、通学をしています。今後どうなりますか。

・小谷事務局長 具体的には決まっております。現在走っております龍神村西行き、龍神バス、JR南部駅及び印南町へ行く明光バス、これらは従来どおりの予定で進められていますので、従来の

路線バスに乗ってきて頂くのかなと考えています

が、コミュニティバスの路線の具合によっては、コミュニティバスに乗って頂くということも考えられます。もしそういうことになりましたとバス会社との話し合いが生じてきますので、コミュニティバスを導入すると決まった段階で、法的なことも絡めて審議して頂く予定ですが、今のところは従来どおりの考え方でございます。

第一回

コミュニティバス 導入委員会

○両町村の児童・生徒の遠距離通園・通学の実態を



教えてください。

・小谷事務局長 南部川村高城小学校では、スクールバス1台を運行しています。

清川小学校では、名之内地区の児童は小学校まで約6kmの通学距離となっています。

上南部小学校では、受領地区の児童は現在路線バスで通学しています。が、9月30日をもって廃止となりますので、当面は受領地区から辺川地区まで約2.5kmを徒歩で、そこからバスで通学という経路になります。

南部川村村立保育所3園(上南部・高城・清川)それぞれで、保護者会が運営する通園バスを運行しています。

南部町岩代地区の中学生は、全てJR岩代駅から南部駅まで電車で通学しています。

南部町堺地区の小学生及び幼稚園児は、バスで通学・通園しています。

中学生の遠距離通学者は、全て自転車通学しています。

・梅本委員(南部川村総務

課長） 保育所通園バスについては、保護者会で運営をしています。バスの買い替えに約6割、運行経費についても同じくらい補助している。保護者会で運営しているといっても、かなり補助を受けないとやっていけないという現状です。

○路線バスの受領線が廃止されるということですが、現在、路線バスに対する助成金はどれくらいになっていますか。

・庄司委員（南部町総務課長） 田辺市から印南町へ行く線、龍神村へ行く線、運行距離によって各自治体に比例配分し、赤字分を自治体が助成しています。平成15年度、南部町は年間530万円、南部川村は1,180万円をそれぞれ助成しました。

○コミュニティバスを福祉バスにしてみませんか。そうすれば福祉の問題考えなくて済むので。

○福祉バスについては、介護保険に該当する方は介護保険でやっていけるが、

介護保険に該当しない方で不便な方についてはどうするか。南部町の老人憩いの家等を利用したいが送迎してくれる人が近くにいないなど、そのようなことを含めて判断すればどうか。

○通園・通学、買い物、福祉面、又公共施設への訪問等、何もかもコミュニティバスに背負わせる運

行が可能なかどうか。まずは、現状の把握をし、どのような目的でバスを走らせるかということを議論すべきでは。

○合併は、ある意味では合理化という部分が含まれている。新町で保育所・幼稚園・小中学校への通園・通学をいかに効率的にさせるか。福祉についても、今やっているかやっていないかということ

で考えれば、それが足かせとなり難しいので、その辺り切り切れるかどうかも含めて検討する必要があるのではないか。

・田淵顧問（和歌山陸運支局輸送課長） 基本的には、どの部分も今は自由化となっていていますが、一方で生活路線ということで補助金を出しています。様々な状況においてコミュニティバスで全てを賄うということになれば、逆に今ある路線は辞めると

いう可能性も出てきます。そうなければ他の自治体に迷惑がかかるということになりかねません。

ただ今回の場合は、どういう形で実施するかというのが見えていません。例えば道路運送法第4条であれば、一般の路線の事業者がやるので、運行主体も全て事業者で責任を取るようになります。21条であれば、自治体が車両を借り上げて、貸切運行体系で乗合の許可を与えて実施する。これは、運行主体とか様々な条件や制約は自治体からの要望において行いますので、責任は事業者が取ります。80条、これは自家用の有償輸送になりますから、責任は当然自治体が取るといことになります。

私もとしては、とりあえず一時的には責任の所在が明確な乗合自動車で行っていただければ良いのではと考えます。それで、乗客が見込めず、民営として継続が困難になれば、自治体が事業者から車や人を借り上げて委託をする。それでも利用

者が出ない場合は、最終的には自家用での有償輸送で事業を実施するということになるのでは。

・小谷合併協議会事務局長 現状の資料をまとめて報告させていただきます。それから、コミュニティバスの運行目的、この部分については、その目的によってコースや運行計画が大きく変わってくるかと思っています。ですから、皆さんに色々な意見をどんどん出して頂いて、それらをまとめて次回に提案させていただきます。

第14回合併協議会のお知らせ

開催日：7月22日（木）

時間：午後1時30分

場所：南部町役場3階大会議室